特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	個人住民税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

只見町は、個人住民税に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

只見町長

公表日

令和7年9月19日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

▲	
1. 特定個人情報ファ	イルを取り扱う事務
①事務の名称	個人住民税に関する事務
②事務の概要	只見町は、地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 個人・法人(給与、報酬、配当等の支払者、国税庁、公的年金支払者等)から提出された賦課資料に基づき、住民税額を賦課する。賦課額に基づき、住民に対し収納業務を行い、納期限までに徴収できなければ、滞納整理業務を実施する。 番号法の別表第二に基づいて、只見町は、個人住民税に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。
③システムの名称	1. 住民税課税支援システム 2. 住民税システム 3. 収納消込/滞納管理システム 4. 団体内統合宛名システム 5. 中間サーバー 6. 地方税電子申告支援サービス(eLtax) 7. サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファ	イル名

- (1)住民税基本台帳ファイル
- (2)住民税収滞納ファイル
- (3) 申告受付情報ファイル
- (4)地方税電子申告情報ファイル
- (5)国税連携情報ファイル
- (6)年金特徴情報ファイル

3. 個人番号の利用

- 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号)
- 番号法第9条第1項 別表第一の16の項
- ·番号法第9条第3項
- 法令上の根拠

·番号法第19条第9号

2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)

(平成26年内閣府・総務省令第5号)

·別表第一省令第16条

4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

4. 情報提供ネットリーグンステムによる情報連携					
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定			
②法令上の根拠	れる項(1、2、3、4、6、9、11、16 8、54、57、58、59、61、62、63 7、101、102、103、106、107、 (別表第二における情報照会の根拠:第一欄(情報照会者)が「市町村長 法律及びこれらの法律に基づく条例	報の提供の制限)及び別表第二 1) 1)の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含ま、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、4、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、9108、113、114、115、116、117、120の項)			

5. 評価実施機関における担当部署

①部署 町民税務係

②所属長の役職名

町民生活課長

6. 他の評価実施機関

_

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

只見町役場 町民生活課 町民税務係

郵便番号968-0498

請求先 住所:福島県南会津郡只見町大字只見字雨堤1039

電話: 0241-82-5110 ファクス: 0241-82-2104

E-mail:zeimu@town.tadami.lg.jp

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

只見町役場 町民生活課 町民税務係

郵便番号968-0498

連絡先 住所:福島県南会津郡只見町大字只見字雨堤1039

電話: 0241-82-5110 ファクス: 0241-82-2104

E-mail:zeimu@town.tadami.lg.jp

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人5	未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上 3) 1万人以上10 4) 10万人以上35) 30万人以上	1万人未満)万人未満
	いつ時点の計数か	令和	17年9月19日 時点			
2. 取扱者数	2. 取扱者数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か]	500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満
いつ時点の計数か		令和7年9月19日 時点				
3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類		
[基礎	項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	施機関については、それぞれ፤	重点項目評価書又は全	≥項目評価書において、リスク対策の詳細が記載
2. 特定個人情報の入手(作	青報提供ネットワークシステ	ムを通じた入手を除	₹ <。)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの	り取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報提供ネットワーク	ウシステムを通じた提供	烘を除く。) []提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	[]#	接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	く選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消	肖去		
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査			
実施の有無	[〇] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓	発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更問題		変更前の記載	本田体の知識	相山北北地	提出時期に係る説明
変更口	項目	変更削の配収	変更後の記載	提出時期	佐田時期に係る説明
平成29年10月1日	5.評価実施機関における担当 部署 ②所属長	町民生活課長 新国元久	町民生活課長 増田栄助	事後	人事異動に伴う修正
令和1年5月20日	5.評価実施機関における担当 部署 ②所属長	町民生活課長 増田栄助	町民生活課長 渡部高博	事後	人事異動に伴う修正
令和1年5月20日	Ⅳリスク対策	なし	別紙のとおり	事後	様式変更による対応
令和2年12月9日	Ⅱしきい値判断項目	令和元年5月20日	令和2年12月9日	事後	見直し実施に併せ修正
令和3年11月19日	3. 個人番号の利用 法令上 の根拠	めの番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の16の項 ・番号法第9条第3項 ・番号法第19条第8号 2. 行政手続における特定の個人を識別するた	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の16の項 ・番号法第9条第3項 ・番号法第19条第9号 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第16条	事後	法改正により修正
令和3年11月19日	4. 情報提供ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠):第三欄情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1,2、3,4、6,9,11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項) (別表第二における情報照会の根拠):第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法律の他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づ(条例による地方税の賦課機収又は地方税に関する語費を役別 資で、犯則事件の調査を含む。)に関する事務で	・	事後	法改正により修正
令和3年11月19日	5.評価実施機関における担当	 町民生活課長 渡部高博	町民生活課長	事後	事務手続きを鑑み修正
令和3年11月19日	部署 ②所属長 II しきい値判断項目	令和2年12月9日	令和3年11月19日	事後	見直し実施に併せ修正
令和5年11月10日	5.評価実施機関における担当部署 ①部署	町民生活課 税務係	町民生活課 町民税務係	事前	部署名変更により修正
令和5年11月10日	7. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求	ステロマ マステン ステロマ ステロマ	スプロで場 内氏	事後	部署名変更により修正
令和5年11月10日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	長 野市 役分 町 民生 法律 税 税 核 係 郵便番号968-0498 郵便番号968-0498 住所: 福島県南会津郡只見町大字只見字雨堤 1039 電話: 0241-82-5100 ファクス: 0241-82-2104 E-mail: cyoumin@town.tadamilg.jp	長	事後	部署名変更により修正
令和7年9月19日	1. 特定個人情報ファイルを扱い事務 ③システムの名称	1. 住民税課税支援システム 2. 住民税システム 3. 収納消込/滞納管理システム 4. 団体内統合宛名システム 5. 中間サーバー	1. 住民税課税支援システム 2. 住民税システム 3. 収納消込/滞納管理システム 4. 団体内統合宛名システム 5. 中間サーバー 6. 地方税電子申告支援サービス(eLtax) 7. サービス検索・電子申請機能	事前	住民税申告書の電子化に伴い修正
令和7年9月19日	2. 特定個人情報ファイル名	(1)住民税基本台帳ファイル (2)住民税収滞納ファイル	(1)住民税基本台帳ファイル (2)住民税収滞納ファイル (3)申告受付情報ファイル (4)地方税電子申告情報ファイル (5)国税連携情報ファイル (6)年金特徴情報ファイル	事後	事務見直しにより追加修正
令和7年9月19日	Ⅱしきい値判断項目	令和3年11月19日	令和7年9月19日	事後	見直し実施に併せ修正